

全国老施協発第 2923 号  
平成 31 年 3 月 4 日

各都道府県・指定都市老人福祉施設協議会 御中

公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
会 長 石 川 憲  
(公 印 省 略)

各都道府県等に移管された権限にかかる軽費老人ホーム・ケアハウスの  
諸課題への対応について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年度も継続して軽費老人ホーム・ケアハウスにおける地方分権にかかる諸課題について協議してまいりました。その対応状況について会員のみなさまにご報告申し上げるとともに、今後、各都道府県等老施協における活動への一助としていただきたいと思います。

#### 一. 軽費老人ホームにおける管理費について

軽費老人ホームにおける管理費については、「施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く）から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を入所者数に応じて配分した額（以下「管理費基礎額」という。）を基礎とする」（「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和 47 年 3 月 29 日社老第 24 号老人福祉課長通知））とされております。

この点、管理費の分割払いの場合には、「当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差支えないこと。」（「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号厚生労働省老健局長通知））とされておりますが、当該年数が建物の建築年数 20 年超という意味に解釈され指導がなされた事例について、情報提供をいただいております。

このため、本会では各都道府県・指定都市老施協を通じて簡易的に情報収集を行って参ったところですが、その過程で一部自治体において「建物建築年数 20 年を超えたら管理費を徴収してはならない」運用と、「同一の利用者が 20 年を超えて居住する場合には、当

「該者からの管理費徴収をしてはならない」運用があることを把握し、自治体の運用実態に差があることが確認しました。

この調査結果を踏まえ、厚生労働省老健局高齢者支援課との協議において、この指針の当初の意味は「同一の利用者が20年を超えて居住する場合には、20年を超えた年数の場合には管理費を徴収してはならない」主旨であり、「建物建築年数20年超」の場合に徴収してはならない意味ではない趣旨の解釈であることを確認しました。

しかしながら、本指針は技術的助言であって法的拘束力を持たないことから、移譲された権限に対して、厚生労働省としては各自治体での取り扱いを明文化することはできないとされております。そのため、新たに通知を発出することによる取扱いの平準化は期待しがたいところですが、こうした指導等が見受けられた場合には、個別に対応が可能な場合もありうるため、一旦本会へ照会をいただきたいと存じます。

他方、管理費そのものは国庫補助金や借入金補助等を控除した法人が負担する費用であって、予後の修繕や建て替え等を考えると、管理費という形式に拘らず、利用者からの徴収も視野にできることが望ましいと考えられます。しかしながら、明確な根拠なく、新たに負担増をいただくことは困難を伴います。したがって、どのような水準であれば、またどのような負担方法であれば耐えうるものであるかについては、引き続き本会においても検証し、厚生労働省とも協議を進めて参ります。

## 二. 消費税増税への対応について

2019年10月には消費税増税がなされ、軽費老人ホーム事務費補助金等にかかる補助分の引き上げへの周知については、厚生労働省から各自治体に対してなされる見込みとなっております。2019年度の地方財政計画については、既に策定済みのことと存じますが、2019年10月の増税対応に向け、適切に事務費補助金の単価等に反映されるよう、自治体への働きかけを進めていただければと存じます。

なお、全国の半数以上の都道府県等老施協においては、自治体へ要望書提出等の活動を行った、または今後に行う予定の状況にあることを申し添えます。

以上